

令和5年度宮城県福祉サービス第三者評価機関募集要項

宮城県では、福祉サービス第三者評価制度事業を平成19年度から実施しています。
今年度も、宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）及び宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「認証要領」という。）の規定に基づき、福祉サービス事業者の評価を行う評価機関を募集します。第三者評価機関として認証を希望される場合は、下記により必要書類を宮城県保健福祉部社会福祉課宛て提出願います。

記

1 認証要件

法人であること、組織運営管理業務の経験者及び福祉、医療、保健分野の有資格者かつ経験者を各1名以上評価調査者として設置することなどが要件です。詳しくは、認証要綱第3条を確認願います。

2 募集対象

次に掲げる分野の評価を行う評価機関を募集します。

(1) 子ども分野

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

(2) 障害者・児福祉サービス分野

障害福祉サービス、障害者支援施設、障害児通所施設、障害児入所支援

(3) 高齢者福祉サービス分野

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護

(4) 救護施設分野

救護施設

※ 社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）については、平成24年度から、3年に1回以上の第三者評価の受審が義務づけられており、全国共通の認証を受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行っています。第三者評価機関の認証を希望される場合は、全国社会福祉協議会のウェブサイトを御覧ください。

3 募集期間

令和5年10月19日（木）から令和5年11月2日（木）まで

4 提出書類

- 宮城県福祉サービス第三者評価機関認証（新規・更新）申請書【認証要領様式1】
- 添付書類
 - (1) 定款、寄附行為等
 - (2) 法人に係る登記事項証明書（3か月以内のもの。）
 - (3) 法人の事業計画書

- (4) 事業概要（事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別等）を含む。）
- (5) 決算書（新設法人は不要）
- (6) 事業推進責任者名簿
- (7) 法人役員名簿【認証要領様式2】
- (8) 法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類
- (9) 評価調査者名簿【認証要領様式3】
- (10) 評価調査者養成研修修了証書の写し
- (11) 守秘義務に関する内容を含む倫理規程
- (12) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制等に関する規程
- (13) 評価の手法・手順等に関する規程
- (14) 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第2条に定める評価基準のほか、独自の評価項目を設ける場合は、その評価項目
- (15) 評価料金表
- (16) 評価実績（認証の更新を申請しようとする場合において、更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。）を記載し、添付すること。当該評価件数が10件未満の場合にあつては、10件未満となった理由及び評価の質の確保のために実施している取組についても記載すること。）
- (17) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

※提出書類の作成に当たっては、別添「宮城県福祉サービス第三者評価機関 認証申請書の添付書類に係る留意事項」を確認願います。

5 関係条例等

福祉サービスの第三者評価機関の認証や第三者評価の業務については、下記条例等に基づいて行われています。応募に当たっては、これらを確認願います。

※宮城県保健福祉部社会福祉課のウェブサイト

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/hyoukakikan.html>

- (1) 第三者評価事業推進関係
 - 福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例
 - 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進要綱
- (2) 第三者評価機関認証関係
 - 宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱
 - 宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領
- (3) 第三者評価業務関係
 - 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱
 - 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要領
- (4) 第三者評価基準関係
 - ア 宮城県福祉サービス第三者評価基準
 - 「保育所版」、「障害者・児福祉サービス版」、「高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版／養護老人ホーム・軽費老人ホーム版／通所介護版／訪問介護版）」、「救護施設版」、「幼保連携型認定こども園版」、「地域型保育事業版」
 - イ 評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点（共通評価／内容評価）
 - 「保育所版」、「障害者・児福祉サービス版」、「高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版／養護老人ホーム・軽費老人ホーム版／通所介護版／訪問介護版）」、「救護施設版」、「幼保連携型認

定こども園版」、「地域型保育事業版」

6 提出先

宮城県保健福祉部社会福祉課団体指導班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 (宮城県行政庁舎7階)

※郵送(消印有効)又は直接持参願います。

7 審査結果について

宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会での調査審議等を経て、各申請者に認証の可否を通知します。認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間です。